

令和3年5月25日

保護者の皆様へ

小松市教育委員会

小松市立御幸中学校

児童生徒の学習用タブレット端末等の使用について

保護者の皆様には、令和3年5月中旬にお知らせした、「学習用タブレット端末活用の約束」や「学習用端末等の使用に関する同意書」をお読みになり、ご理解の上で提出いただいているところです。子ども達には引き続き、学習に必要な道具としてタブレット端末を大切に扱うよう、折に触れて指導いたします。

この度、費用負担の考え方について、保護者の皆様にご理解いただきたく、再度ご案内いたします。

記

費用の負担が生じるかどうかについては、事故の原因を確認した後、判断させていただきます。

以下に、費用の負担が生じない場合の主な例を記載いたします。ご参照ください。

- ◆ 学校での授業や部活動等の活動中、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故
- ◆ 自然災害の起因による事故
- ◆ 学習用端末等の自然劣化（変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い、擦傷・掻傷・塗料のはがれ等）による外観上の損傷、液体の流出
- ◆ 学習用端末等に生じた自然発火または自然爆発
- ◆ 学習用端末等が持ち主等に引き渡された後に発見された学習用端末等の損壊

など